

県互助組合の退職時の手続について

県互助組合では、退職等（異動や任用期間満了、任用形態の変更等により、共済組合員証を返納〔共済組合員番号が変更になる場合を含む。〕する場合を含む。）により共済組合員資格を喪失された時は、「退会給付金※」の請求と希望者には「退職医療制度※」の加入申出の手続が必要となります。

※ 次頁で詳しく説明します。

退職予定者に対する互助組合の説明について

令和4年度末退職予定者向けの資料（音声あり・音声なし）を次のとおり掲載していますので、御活用ください。

【掲載場所】

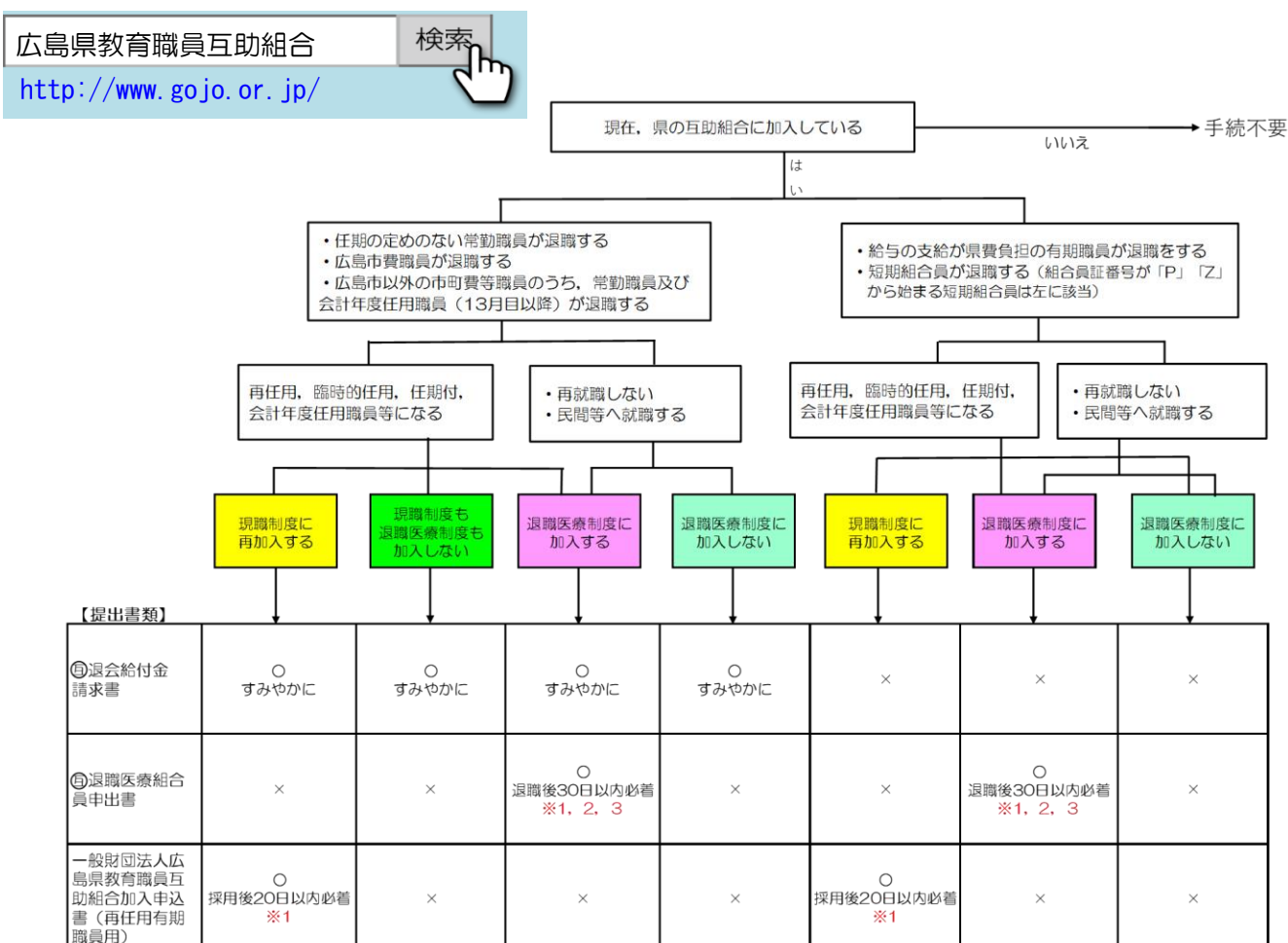
一般財団法人広島県教育職員互助組合ホームページ

トップページ＞退職予定の方へ ※ 印刷・ダウンロード可能です。

退職時の提出書類等

退職時に提出する書類は、それぞれ異なります。次のフロー図に沿って、必要な書類を提出してください（現在、当互助組合に加入している方のみ参照ください。）。

請求書等の様式は、ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。



※1 現職制度と退職医療制度に重複して加入することはできません。現職制度、退職医療制度いずれか一方の申込手続をしてください。

※2 退職医療制度に加入できるのは、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方のみです。

※3 退職医療組合員申出書について、令和4年度末退職者の提出期限は、「令和5年4月28日（必着）」です。

退職時の給付金 ～退会給付金～

退職等で組合員資格を喪失した時は、退会給付金を給付します。

- 1 提出書類 「㊦退会給付金請求書」(互助組合ホームページからダウンロードしてください。)
- 2 提出期限 すみやかに

【退職等に該当する方】(※ 当互助組合加入者に限る。)

- ① 任期に定めのない常勤職員で定年・定年以外により退職する方(退職後再任用職員として勤務される方も請求が必要です。)
- ② 当互助組合に加入している広島市費職員で退職(共済組合員番号が変更される場合も含む。)する方
- ③ 当互助組合に加入している広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員(会計年度任用職員(12月以前)は除く。)で退職(共済組合員番号が変更される場合を含む。)する方

「退職医療制度」の御案内

退職を予定されている皆さまに、互助組合の「退職医療制度」について御案内します。

「退職医療制度」は、退職後の生活をサポートするために、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身制度です。

ぜひ加入していただき、退職後の生活にお役立てください。

令和4年度末退職者の申込期限は、4月28日です。



1 加入するには

加入資格	互助組合員で、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人
加入申込方法	加入希望者は、退職日の翌日から30日以内に「㊦退職医療組合員申出書」を提出※
掛金納入	退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金を加入時に一括納入

※ 互助組合ホームページからダウンロードしてください。

2 事業内容

療養補助金	医療費総額(保険適用)の2割を70歳に達する年度末まで給付 ※ 1医療機関で1か月の診療に対する限度額63,600円 ※ 自己負担額が保険診療総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付
慶 祝 金	70歳以上の長寿年齢に達した時にお祝い金を給付 70歳1万円, 77歳2万円, 80歳3万円, 88歳5万円, 90歳5万円, 99歳5万円
死亡弔慰金	組合員が死亡した時、遺族に給付(加入期間に応じて、2万円～20万円)
人間ドック助成	1日人間ドック費用のうち、12,000円を助成(県内18健診機関)
入院助成金	7日間以上入院した時、1日1,000円助成(1年度最高60日分60,000円まで)
広 報 紙	「互助だより」を全組合員に発行(事業案内、人間ドック募集等)

※ 療養補助金事業以外は終身御利用できます。

これは令和4年度の事業内容です。内容は、利用状況や収支状況により変更します。

3 掛金の納付等について

加入のための掛金は、次表の退職時の年齢別に定められた「基準掛金」を一括で納付していただきます。

また、退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当しますので、「基準掛金」と「退会給付金」との差引額を、加入者が納付、又は県互助組合が給付することになります。

※ 退会給付金は、県互助組合の加入期間等により個人差があります。

※ 退会給付金の対象外の方には、基準掛金全額を一括納付していただきます。なお、その場合は「㊦退職医療組合員申出書」のみを提出してください。

$$\boxed{\text{退会給付金}} - \boxed{\text{基準掛金}} = \boxed{\text{差引額}}$$

○差引額が（－）の場合 → 不足額を納付してください。

○差引額が（＋）の場合 → 超過額を給付します。

<基準掛金>

年齢（歳）	基準掛金額（円）	年齢（歳）	基準掛金額（円）	年齢（歳）	基準掛金額（円）
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

※ 退会時に互助組合から支給される退会給付金を基準掛金に充当します。